

解同のイデオロギーを書いた「同対審答申」の不都合な真実

解同が市町村自治体に行った行政闘争の具体例を前々号(33号)で紹介しました。解同は「同対審答申」に彼らの主張を入れるよう闘争しましたが、どうなったのでしょうか。

解同は要求を実現する手段として、行政を糾弾する行政闘争を中心戦術としてきました。

《行政闘争とは「末端自治体から中央政府にいたる全行政に対する闘争」であり、「中央政府に対する行政闘争」によって「同対審答申」「特別措置法」を獲得したとの認識です。(475号 昭和45年2月5日号)

師岡佑行は、解同が「行政闘争を本質的には権力闘争だと位置づけている」と明かしています(474号 昭和45年1月25日号)。解同自身も糾弾闘争を次のようにイデオロギー闘争と規定しています。

《差別糾弾闘争の意義は、部落差別の社会的存在意義と差別の本質を明らかにするイデオロギー闘争として位置づけられている》(463号 昭和44年10月5日号)

解同は政府への行政闘争で、審議会を設置させて審議委員に解同の役員を入れ「答申」を出させました。今回は解同が主張する部落解放の3命題(「部落問題の本質」「部落差別の社会的存在意義」「社会意識としての差別観念」)等の論理がどのように「答申」に入っているのか、明らかにします。(傍線:筆者)

まず1番目、解同の論理「部落問題の本質」を見て「答申」と比較します。

《解同》 《すなわち、部落差別は、部落民に一般勤労市民と同様な市民的権利＝就職の機会均等、教育の機会均等、居住の自由等の権利＝が行政的に不完全にしか保障されていないことであり、なかでも特に就職の機会均等の権利が行政的に不完全にしか保障されていない。すなわち、部落民は、差別によって主要な生産関係から除外されていることが差別のただ一つの本質である。》(463号)

『答申』『すなわち、近代社会における部落差別とは、市民的権利、自由の侵害にほかならない。市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住および移転の自由、結婚の自由などであり、これらの権利と自由が同和地区住民に対しては完全に保障されていないことが差別なのである。』

『これらの市民的権利と自由のうち、職業選択の自由、すなわち就職の機会均等が完全に保障されていないことが特に重大である。なぜなら、歴史をかえりみても、同和地区住民がその時代における主要産業の生産過程から疎外され、賤業とされる雑業に従事していたことが社会的地位の上昇と解放への道を阻む要因となったのであり、このことは現代社会においても変わらないからである。』

解同の「部落問題の本質」は昭和 36 年、第 16 回大会で規定されたもので、それがほぼそのまま同対審(昭和 40 年)の答申になっているのがよく分かります。解同が使う「市民的権利」「主要な生産過程から除外」といった文言には注意が必要です。

《ここでいう市民的権利とは単なる人権というようなものではない。それは歴史的な発展過程で培われた社会科学上の概念であり、近代社会におけるもっとも主たる権利であって、封建制に対立して市民社会を建設するためにたたかわれたフランス革命、その他の市民革命を通じてかちとられたものである》(630 号昭和 48 年 8 月 13 日)

《この主要な生産関係から除外されているというとらえ方は、いうまでもなく階級的立場を明らかにしたものであり、この部落差別の本質的把握は、市民的権利を階級的立場からたたかうことを意味するものである。》(475 号 昭和 45 年 2 月 5 日号)

「社会科学」とはマ主義(マルクスレーニン主義)のことで、「市民的権利」とは階級闘争、革命を通して勝ち取るとするマ主義の枠組み・概念で規定した権利といっているのです。そもそもの概念が違うのです。革命によって絶対君主の支配を倒して獲得する政治的経済的支配などの諸権利が「市民的権利」で、この革命を「市民革命」、その社会を「近代社会」というマ主義の概念で規定した考えです。解同は、

《部落の完全解放は反帝、反独占の民主主義革命の達成によってのみなし得る》(463 号)

と運動方針で明らかにしています。「部落の完全解放」という表明はすなわち「民主主義革命」を達成するということなのです。

解同は解放運動の中で「市民的権利」をどのように使うのでしょうか。

「特措法」を武器として部落差別の本質に挑む就職の機会均等を保障させる運動を軸とし、一切の日常要求を市民的権利要求の内容として行政闘争の水準を飛躍的に高めねばならない。」(454号 昭和44年6月5日号)

欲しいものは何でも市民的権利にして要求するということです。他にも

「この市民的権利の完全な保障のための行政闘争は、われわれのたたかいを発展させる戦術としてもっとも大切な環である。」(同)

つまり「市民的権利」というのは、行政闘争で部落解放運動を発展させる戦術の中で使っているのです。解同のすべての目的を実現させて部落の完全解放、つまり民主主義革命を達成するということです。

答申は、部落差別を「市民的権利が保障」されていないこと、その「要因」は「主要産業の生産過程から疎外され」ていて、それは「現代社会でも変わらない」と、階級闘争史観に立った解同のイデオロギーを書いているのです。

2番目に、解同の「部落差別の社会的存在意義」と答申を比べてみましょう。

「解同」 「部落差別の社会的存在意義はその本質からいって、封建社会でも、資本主義社会でも変わっていない。それは、部落民を直接に搾取し、圧迫することだけが目的ではなく、封建時代における身分差別はその時代の主要な生産の担い手であった農民の搾取と圧迫をほしいままにすることと、その反抗をおさえるための安全弁として利用されたのである。明治維新における日本の資本主義の初期の段階においては、資本の原始蓄積の手段として部落差別が利用され今日、独占資本主義の段階においては、独占資本の超過利潤追求の手段として、部落民を差別によって主要な生産関係から除外し、部落民に労働市場の底辺を支えさせ、一般勤労者の低賃金・低生活のしずめとしての役割を果たさせている。また、政治的には、部落差別を温存助長することによって、部落民と一般勤労者とを対立させる分裂支配の役割を持たされているのである」(463号)

部落民を「主要産業から除外して」低生活をさせることで、主要な生産の担い手を圧迫し、反抗を押さえるために部落差別を利用し存在させているのは「今日、独占資本主義の段階」でも変わらない、という考えです。答申も「同和地区住民が主要産業から疎外されている」状態については、先にも述べたように「現代社会においても変わらない」と、

解同と同じマ主義の認識で記します。現代の日本の産業経済について次のようにあらわします。

『答申』『わが国の産業経済は、「二重構造」といわれる構造的特質をもっている。すなわち、一方には先進国なみの発展した近代的大企業があり、他方には後進国並みの遅れた中小企業や零細経営の農業がある。この2つの領域のあいだには質的な断層があり、頂点の大企業と底辺の零細企業とには大きな較差がある。なかでも、同和地区の産業経済はその最底辺を形成し、わが国経済の発展からとり残された非近代的部門を形成している。』

「二重構造」「先進国・後進国」「近代・非近代」「頂点・最底辺」と階層構造で表し、「断層」「較差」という言葉を使って、独占資本が主要な生産関係を支配し、中小企業、零細経営の農業者は低賃金・低生活をさせられている、部落民はさらに最底辺で「二重構造」を支える役目をさせられている、というような階級闘争史観で描いています。答申の次の文章

『同和問題もまた、すべての社会事象がそうであるように、人間社会の歴史的発展過程の一定の段階において発生し、成長し、消滅する歴史的現象にほかならない』

これはマ主義の歴史発展段階説そのものです。

封建時代(江戸時代)の身分制度は、近代(明治時代)になって新政府の四民平等政策、解放令によってなくなりました。それにもかかわらず、なぜ部落差別が残ったのかという理由を、生産関係から支配・被支配の階級対立・抗争でみるマ主義の論理で歪曲して表します。近代になっても資本主義が部落のみを生産関係の中で組みかえて最低位に位置づけたという下に示す論理を答申に持込んでいるのです。

《封建遺制その一つであった部落民のみが残ることになったのは、部落民のみが改めて資本主義社会の生産関係の中に組みかえられて位置づけられ、社会経済のあり方の中で一定の役割を果たされることとなったためにほかならない》(630号)

3番目は解同の「社会意識としての差別観念」ですが、解同がどのように捉えているかが分かる文章を読んだ上ですすみましょう。

《わが同盟が差別観念を社会意識として、普遍的に存在しているということがいえるのは真に科学的、階級的な立場に立っているからにほかならない。》(463号)

「(差別観念が社会意識として普遍的に存在しているのは)『支配階級によってつくりだされたものである』という客観的評価によらなければ、社会意識を社会科学として評価できない。われわれが社会意識としてとらえる時、敵対的、階級的対立をぬぎにして社会意識などというものを考えたこともなければ、どの文章にも書いたことがない」(475号)

「社会意識としての部落民に対する差別観念は、封建社会の成立とともに、その生産諸関係そのものから生れ出て、支配階級に奉仕してきた。支配階級はそれを日常生活の中で政治、経済、社会、教育、文化の全体をつうじて伝統、習慣、教育等の力によって人民の間におのずから浸透させる。問題は、その支配階級に根源をもつ差別観念が、一般人民にもひろくしみ透って社会意識となっているという事実である。」(475号)

社会に住む人々に差別の意識が広く存在しているのは、支配階級によって政治、経済、社会、教育、文化の体制を通じて作り出され、伝統・習慣・教育等の力によって支配階級の差別意識を広く人民の間に浸透させているので、社会の意識となっている、という論理です。これは現体制を倒すために伝統や文化、経済などの体制を悪として否定し、革命を正当化するために考え出されたマ主義の考えです。

「共産主義革命は伝来の所有諸関係との最も徹底的な絶縁である。だから革命の発展過程で、伝来の思想と最も絶縁するのは不思議ではない」(共産党宣言 全集 4 巻)

3 番目の「社会意識としての差別観念」はこれらの論理の上に構築されています。

「解同」 「部落民に対する社会意識としての差別観念は、その差別の本質に照応して、日常生活の中で、伝統の力と教育によって、自己が意識するとしないとにかかわらず、客観的には空気をすうように一般大衆の意識の中に入り込んでいる。このように社会意識としての差別観念がひとたび人々をとらえると、社会制度が変わって差別を生み出す根拠がなくなっても、なお根のない花が一定期間もちこたえるように、頑強に残ろうとする性質を持っている。社会意識は、意識の他に社会的心理をも含んでいる。(略)したがって、社会意識としての部落民に対する差別観念の本質は、一般勤労者の低賃金・低生活のしずめとしての役割がかくされている。いわば、社会意識としての部落民に対する差別観念は、客観的には、一般勤労者に対する搾取の観念形態としてあらわれることを明らかにしなければならない。」(463号)

答申は社会構造の特質を、先に挙げた「産業構造と同じ」とした上で説明します。

『答申』『このような産業構造の特質は、そっくりそのまま社会構造に反映している。すなわち、わが国の社会は、一面では近代的な市民社会の性格をもっているが、他面では、前近代的な身分社会の性格をもっている。今日なお古い伝統的な共同体関係が生き残っており、人々は個人として完全に独立しておらず、伝統や慣習に束縛されて、自由な意志で行動することを妨げられている。また、封建的な身分階層秩序が残存しており、家父長制的な家族関係、家柄や格式が尊重される村落の風習、各種団体の派閥における親分子分の結合など、社会のいたるところに身分の上下と支配服従の関係がみられる。さらに、また、精神、文化の分野でも昔ながらの迷信、非合理的な偏見、前時代的な意識などが根強く生き残っており、特異の精神風土と民族的性格を形成している。このようなわが国の社会、経済、文化体制こそ同和問題を存続させ、部落差別を支えている歴史的社会的根拠である。したがって、戦後のわが国の社会状況はめざましい変化を遂げ、政治制度の民主化、近代化が前進したのみでなく、経済の高度成長を基底とする社会、経済、文化の近代化が進展したにもかかわらず、同和問題はいぜんとして未解決のまま取り残されているのである。』

人々は生活の上で様々な共同体に属し、そこに帰属意識や愛着をもちます。家族や様々な共同体に属して協力し合う中で豊かな情操を育み、公共心や道徳心を培い、郷土や国を愛する心や歴史への誇り、伝統・文化を大切に受け継いでいこうという意識が生まれます。「共同体」は大切な役割を持っているのです。

しかし答申は共同体を否定的に捉える発想でのみ書き表します。「個人」が伝統や習慣に「束縛され」、自由意志での行動を「妨げられ」、封建的な身分階層構造が「残存」し、「家父長的」な家族関係、家柄や格式を重んずる「村落の風習」、各種団体における「親分子分の結合」など、地縁による地域共同体、血縁による家族共同体、会社や神社・寺院・教会など職業的、宗教的な共同体を否定的に扱い、そこからの解放を求めるといふものです。我が国の伝統や文化、慣習に対する敬意や愛情といったものは全くありません。「身分の上下と支配服従の関係」が「社会のいたるところ」にみられると書いていますが、これが事実でないのは明らかです。『わが国の社会、経済、文化体制こそ』が『同和問題を存続させ、部落差別を支えている歴史的社会的根拠』と決めつけ、否定しています。日本の歴史や伝統、慣習といったものを差別観念の元凶とみなして否定し、断絶しようと

いう、国柄を変革する革命の論理で書いているのです。さらに『この問題の存在は、主観をこえた客観的事実に基づくものである』と、虚構を事実としてしまうのです。

「解放令」についての認識にも問題があります。解放令は太政官布告第61号によって明治4年に、職業や住居、婚姻等の自由を認め封建的身分を廃止した画期的なものでした。しかし答申は、

『太政官布告は形式的な解放令にすぎなかった。それは単に蔑称を廃止し、身分と職業が平民なみにあつかわれることを宣明したにとどまり、現実の社会関係における実質的な解放を保障するものではなかった』

と否定的に書きます。これは解同の認識

「解放令が出されたが、文字通り一片の紙ぎれに過ぎなかった。主要な生産関係から疎外され続けてきた仕事の実態はそのまま放置され」(広島県版 142号 1972年6月25日号)

と同じです。解同の主張を「答申」として出しているのです。

「部落の完全解放は反帝、反独占の民主主義革命の達成によってのみなし得る。」(463)

という運動方針を掲げて革命の達成を目指す解同の解放運動が「同和問題」として、「人類普遍の原理」「基本的人権に関わる問題」として取り組まされていくのです。

答申は『同和問題の中心的課題』を、『同和地区住民に就職と教育の機会均等を完全に保障し、同和地区に滞留する停滞的過剰人口を近代的な主要産業の生産過程に導入することにより生活の安定と地位の向上をはかること』と述べますが、これも行政闘争を行う解同の主張を入れたものです。「停滞的過剰人口」はマ主義の用語です。

他にも問題なのは、答申が、同和地区住民の生活実態は全て差別によるものという、解同の主張を書いていることです。

「部落に日常生起する一切の問題は、それが偶然に起っているのではなく、どれほどささいな問題であるとしても、それは部落の長い歴史的、社会的関係、すなわち差別によって培われ発生しているのである。だから部落における一切の不利益な問題は差別としてとり上げなければならない」(463号)

『このような劣悪な生活環境、特殊で低位の職業構成、平均値の数倍にのぼる高率の生活保護率、きわだって低い教育文化水準など同和地区の特徴として指摘される諸現象は、すべて差別の具象化であるとする見方である』

一切の日常要求を市民的権利として闘争する解同のイデオロギーを答申として書き、行政闘争を正当化する根拠を与えたのです。

解同のイデオロギー闘争は、対政府闘争として内閣に設置させた機関＝「同対審」に、解同の3命題をまるまる入れた「答申」を出させることに成功したのです。

「前文」も答申の実施要求に利用されます。

『同和問題は人類普遍の原理である自由と平等に関する問題であり、日本国憲法に保障された基本的人権に関わる課題である。』、その解決について『国の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識に立って』

解同はこれを、

「この同対審答申をテコに使い」、「部落解放の要求は何人も肯定しなければならない民主主義の原則に基づく当然の要求」として政治運動の武器として利用するのです。

(332号)

民主主義革命の達成をめざす解同の「部落解放の要求」が、批判の許されない「コンセンサス」となったのです。

このようにして「同対審」は解同のイデオロギーを「答申」として「政治的に正しいもの」(ポリティカル=コレクトネス)に確立させたのです。

一番の問題は、「結語」で、

『同和問題の根本的解決にあたっては、以上に述べた認識に立脚し、・・・』と、階級闘争史観で書いた答申の「認識」に従うことを求めていることです。以後、このマ主義に立脚した「答申」が絶対化され、行政は完全実施を強要されます。いいかえると国や地方自治体が主体となって「市民的権利の保障」という名において革命を推進させられることになるのです。

(共同体に関する記述は八木秀次氏「日本を愛する者が自覚すべきこと」から参照引用)